住民基本台帳制度について

- 住民基本台帳法は、住民に最も身近な市町村において住民記録を元に簡素 で統一的な事務ができるよう、昭和42年に制定されたもの。
- ・ 住民の居住関係の公証
- ・ 選挙人名簿の登録その他の住民の住所に関する事務の処理の基礎

- ・ 住民に住所に関する届出等の簡素化
- 住民に関する記録を正確かつ統一的に行う



<u>・住民の利便性の向上</u>

<u>・国及び地方公共団体の行政の合理化</u>



〇住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)

(目的)

第一条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

住民票の記載事項と本人確認情報

住民票記載事項

- ①氏名
- ②出生の年月日
- ③男女の別
- ④世帯主についてはその旨、世帯主でない者については 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- ⑤戸籍の表示(筆頭者の氏名、本籍)
- ⑥住民となった年月日
- ⑦住所及び同一市町村内において新たに住所を変更した 者については、その住所を定めた年月日
- ⑧新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、 その住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- ⑨選挙人名簿に登録された者については、その旨
- ⑩国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- ①介護保険の被保険者である者については、その資格に 関する事項で政令で定めるもの
- ②国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- ③児童手当の支給を受けている者については、その受給 資格に関する事項で政令で定めるもの
- ⑭米穀の配給を受ける者については、その米穀の配給に 関する事項で政令で定めるもの
- 15住民票コード
- (16)前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

本人確認情報

- ①氏名
- ②出生の年月日
- ③男女の別
- 4)住所
- ⑤住民票コード
- 6(1)~(5)の変更情報